



すべての市民が  
安全で安心して  
暮らせる  
社会を目指して

## さいたま市再犯防止推進リーフレット

【目次】	再犯防止・さいたま市再犯防止推進計画の概要	1
	再犯防止に資する相談窓口	3
	(1) 就労・住居に関する相談	3
	① 就労に関する相談	3
	② 住居に関する相談	4
	(2) 保健医療・福祉サービスに関する相談	4
	① 高齢者又は障害者等に関する相談	4
	② 薬物依存に関する相談	6
	(3) 非行の防止に関する相談	6
	(4) 犯罪や非行をした人の特性に応じた支援に関する相談	6
	私たちにできること	7

リーフレットや計画の概要などについては、  
市ホームページからもご覧いただけます ▶



# 1 なぜ、再犯防止が重要なのか

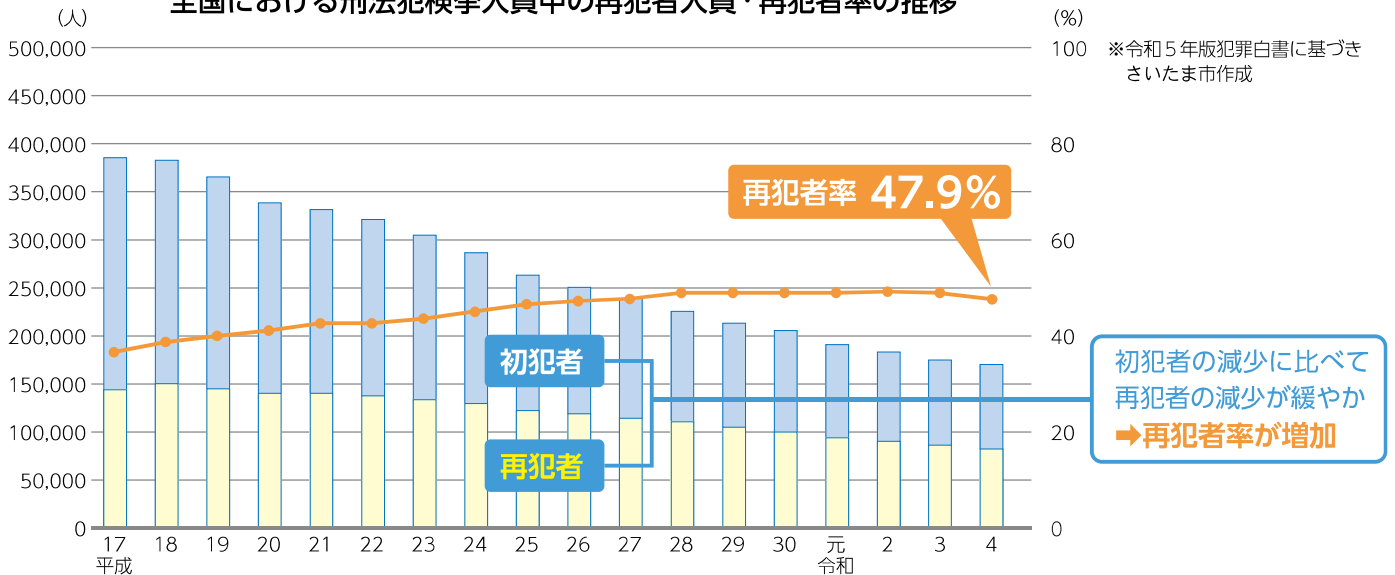
全国的に刑法犯による検挙者は年々減少傾向にあります。

一方で、初犯者の減少と比べて再犯者の減少が緩やかであることから、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和4年には47.9%となっています。

市民が犯罪被害に遭うことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくためには、再犯を防止することが重要となります。

※初犯者…初めて犯罪により検挙された者(道路交通法違反を除く) ※再犯者…前に犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者(道路交通法違反を除く)

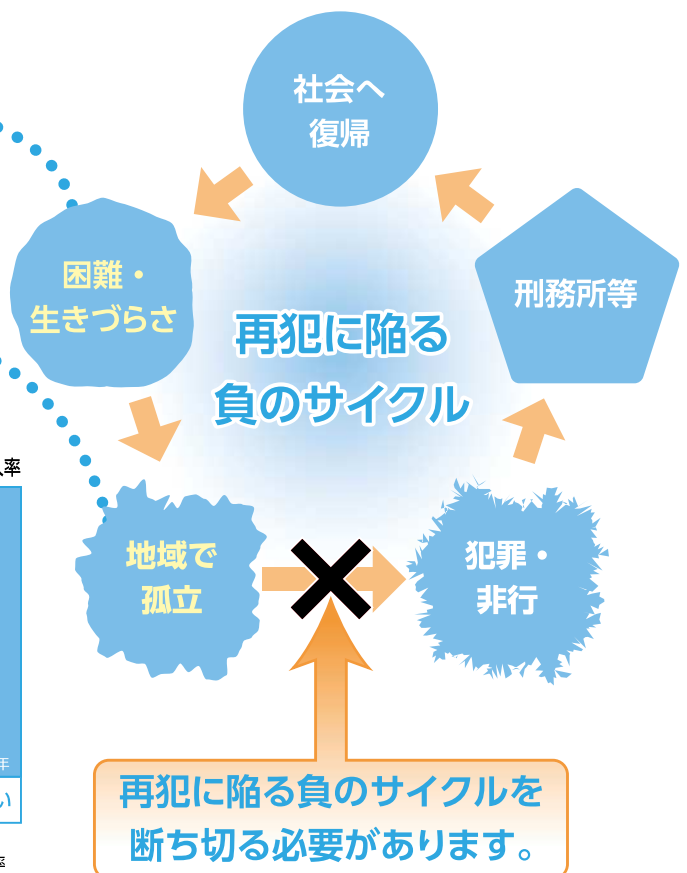
全国における刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



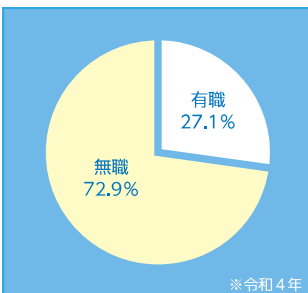
# 2 なぜ、犯罪や非行を繰り返してしまうのか

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後に、「仕事がない」「住むところがない」などの困難や「高齢者」「障害者」「薬物依存」などであるにもかかわらず、必要な福祉的サービスを受けられずにいるなどの生きづらさを抱えている人がいます。

困難や生きづらさを抱えているにもかかわらず、必要な支援を十分に受けられないことにより、**地域で孤立**し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥る恐れがあります。



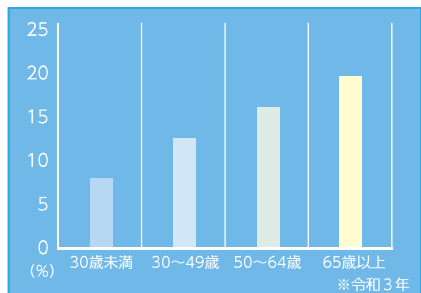
全国における再入者の就労状況



再入者の約7割が再犯時無職

※令和5年版犯罪白書に基づきさいたま市作成  
※再入者…刑務所等に再び入所した者

全国における年齢階層別出所受刑者の2年以内再入率



高齢者ほど2年以内に再入所した人の割合が高い

※令和5年版犯罪白書に基づきさいたま市作成  
※再入率…出所受刑者のうち、再入所した者の人員の比率

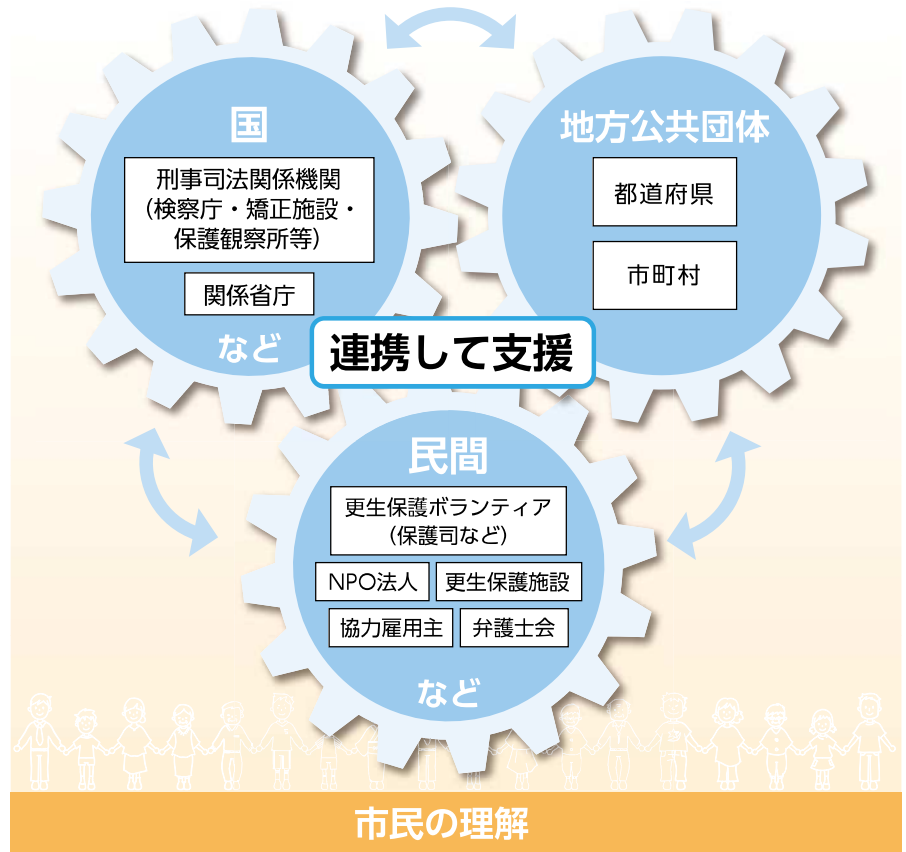
### 3 再犯を未然に防ぐために

再犯を防止するためには、犯罪や非行をした人への刑事司法関係機関による支援（職業訓練など）に加え、社会復帰後も、国・地方公共団体・民間団体による、切れ目のない支援が重要です。

また、犯罪や非行をした人が地域で孤立することのないよう、再犯防止などに関する市民の理解が必要です。

さいたま市は、「住民に身近な行政」として、就労・住居の確保に向けた支援や保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援などを実施しています。

犯罪や非行をした人が、社会復帰後も、必要な支援につながるよう、国・県・民間団体などと密接に連携し、行政サービスを提供してまいります。



### 4 さいたま市再犯防止推進計画の策定

平成28年12月に施行された「再犯の防止等に関する法律」では、地方公共団体にも再犯の防止等に関し、取組を実施する責務があることが明記されました。

これを受けさいたま市では、令和3年3月に「さいたま市再犯防止推進計画」を策定しました。

計画では、5つの重点項目を定め、各項目ごとに、これまで市民に提供してきた行政サービスの中で、再犯の防止につながる可能性がある取組などをとりまとめました。

#### さいたま市再犯防止推進計画5つの重点項目

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

さいたま市は、「さいたま市再犯防止推進計画」を推進し、犯罪や非行をした人が、再び地域社会の一員として生活を送れるようになり、市民が犯罪被害を受けることを防止することで、**安全で安心して暮らせる社会**を目指します。

# 再犯防止に資する相談窓口

- 犯罪や非行をした人やその支援者の方（家族・保護司・更生保護・福祉等の関係機関・団体の職員等）が必要な支援につながるよう、地域の再犯防止に資する相談窓口を掲載しています。
- 相談やお問い合わせがある場合は、以下の窓口にご連絡ください。

## ■窓口における主な支援の内容

- 就…就労支援
- 住…住居支援
- 高…高齢者支援
- 障…障害者支援
- 困…困窮者支援
- 薬…薬物依存者支援
- 非…非行防止支援
- 特…特性に応じた支援

## ■実施機関

- 市…市の窓口
- 県…県の窓口
- 国…国の窓口
- 民…民間機関の窓口

## (1) 就労・住居に関する相談

### ① 就労に関する相談

#### 障害者総合支援センター

就 障 市

**概要** 障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、就労相談、各種講座等の実施、就職後のジョブコーチによる定着支援等の就労支援を実施します。

**連絡先等** TEL：048-859-7266 FAX：048-852-3273

#### さいたま市若者自立支援ルーム

就 特 市

**概要** 社会生活を営むうえで困難を有する義務教育終了後から30歳代までの若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。

**連絡先等** 桜木ルーム TEL：048-783-3120 FAX：048-783-3135  
南浦和ルーム TEL：048-767-6186 FAX：048-767-6187

#### ワークステーションさいたま

就 市 国

**概要** 働く意欲を持つあらゆる求職者を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施しています。

**連絡先等** ① 職業相談・紹介 TEL：048-755-9211 ② 内職等相談 TEL：048-834-6166  
③ キャリアコンサルティング・セミナー TEL：048-823-8100

#### 地域若者サポートステーションさいたま

就 市 国

**概要** 働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方とその家族を対象に、セミナーや個別相談、職場体験等を通じた、就労・自立への支援を行っています。

**連絡先等** TEL：048-650-3366

#### ハローワーク（公共職業安定所）

就 国

**概要** 民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に、職業紹介等を実施しています。

**連絡先等** TEL：【大宮】048-667-8609（4 4 井） 【浦和】048-832-2461（4 4 井）  
FAX：【大宮】048-651-0331 【浦和】048-829-2984

#### コレワーク（矯正就労支援情報センター室） 関東

就 国

**概要** 刑務所出所者等の雇用を希望する事業主の方の情報をいち早く矯正施設に伝え、働きたい受刑者等とのより良いマッチングを実現します。また、事業主の方をサポートするため、雇用セミナー等の採用支援を無料で実施しています。

**連絡先等** TEL：0120-29-5089 FAX：048-601-0020

#### 特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構

就 民

**概要** 保護観察対象者や保護観察期間終了後、一定期間経過した方等、犯罪や非行をした人を対象とした就労相談やセミナー等を無料で実施しています。

**連絡先等** TEL：048-829-7769 FAX：048-829-7894

## ② 住居に関する相談

### 市営住宅への入居

住 市

概要 現に住居に困窮していることが明らかな低所得者等を対象に、低廉な家賃で市営住宅を提供します。

連絡先等 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL：048-829-2878 FAX：048-825-1822

### 民間賃貸住宅への入居

住 市

概要 高齢者、障害者、更生保護対象者等の住宅確保要配慮者を対象に、賃貸住宅への入居に関する情報提供等の支援を実施しています。

連絡先等 さいたま市 住宅政策課 TEL：048-829-1520 FAX：048-829-1982

## (2) 保健医療・福祉サービスに関する相談

### ① 高齢者又は障害者等に関する相談

#### シニアサポートセンター（地域包括支援センター）

高 市

概要 高齢者の方が、住み慣れた地域でいきいきと安心した生活ができるように支援を行う総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

連絡先等	西区北部圏域 三恵苑	TEL：048-620-1312 FAX：048-782-5751	桜区北部圏域 彩寿苑	TEL：048-857-6517 FAX：048-857-6500
	西区南部圏域 くるみ	TEL：048-622-8103 FAX：048-622-8104	桜区南部圏域 ザイタック	TEL：048-836-3503 FAX：048-836-3507
	北区北部圏域 緑水苑	TEL：048-662-7350 FAX：048-662-7360	浦和区北部圏域 かさい医院	TEL：048-823-3031 FAX：048-823-3032
	北区東部圏域 諏訪の苑	TEL：048-662-7600 FAX：048-662-7608	浦和区東部圏域 スマイルハウス浦和	TEL：048-813-7710 FAX：048-813-7731
	北区西部圏域 ゆめの園	TEL：048-653-0544 FAX：048-653-2727	浦和区中部圏域 ジェイコー埼玉	TEL：048-834-3782 FAX：048-834-3794
	大宮区東部圏域 白菊苑	TEL：048-658-5588 FAX：048-648-5582	浦和区南部圏域 尚和園	TEL：048-813-8915 FAX：048-883-8696
	大宮区西部圏域 春陽苑	TEL：048-661-8611 FAX：048-654-9212	南区東部圏域 社協みなみ	TEL：048-871-1230 FAX：048-883-2760
	見沼区北部圏域 さいたまやすらぎの里	TEL：048-680-3289 FAX：048-680-3230	南区中部圏域 ハートランド浦和	TEL：048-836-2929 FAX：048-836-2333
	見沼区東部圏域 敬寿園七里ホーム	TEL：048-681-6614 FAX：048-681-6200	南区西部圏域 けやきホームズ	TEL：048-710-7555 FAX：048-710-6555
	見沼区西部圏域 大和田	TEL：048-685-8791 FAX：048-685-5514	緑区北部圏域 リバティハウス	TEL：048-875-3111 FAX：048-875-3112
	見沼区南部圏域 敬寿園	TEL：048-681-5151 FAX：048-681-5152	緑区南部圏域 浦和しづや苑	TEL：048-876-1770 FAX：048-876-1821
	中央区北部圏域 ナーシングヴィラ与野	TEL：048-859-5375 FAX：048-857-8532	岩槻区北部圏域 松鶴園	TEL：048-795-2653 FAX：048-793-3155
	中央区南部圏域 きりしき	TEL：048-858-2121 FAX：048-858-6969	岩槻区中部圏域 社協岩槻	TEL：048-758-4395 FAX：048-758-8099
			岩槻区南部圏域 白鶴ホーム	TEL：048-790-3311 FAX：048-790-3312

#### さいたま市セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）

就 高 市

概要 おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。

連絡先等 TEL：048-881-8627 FAX：048-881-8637

## 障害者生活支援センター



概要	地域で生活する障害のある方とその家族などに対する住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援のほか、差別や虐待など権利侵害の通報や相談も受け付けています。また、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、教育や就労に関する相談や情報の提供、障害のある方一人ひとりに応じたサービスの利用援助などを行っています。			
連絡先等	西区 ゆめの園 ※全障害対応	TEL：048-623-1768 FAX：048-622-8807	桜区 さくらとぴあ ※全障害対応	TEL：048-783-7800 FAX：048-783-7799
	北区 みぬま ※知的障害・身体障害対応	TEL：048-796-5705 FAX：048-796-5706	浦和区 むつみ ※知的障害・身体障害対応	TEL：048-824-3640 FAX：048-793-6376
	北区 ベルベッキオ ※精神障害対応	TEL：048-661-7092 FAX：048-661-7093	浦和区 やどかり ※精神障害対応	TEL：048-793-6373 FAX：048-793-6376
	大宮区 みぬま ※知的障害・身体障害対応	TEL：048-650-6460 FAX：048-795-4721	南区 あみ〜ご ※全障害対応	TEL：048-866-5098 FAX：048-866-5128
	大宮区 やどかり ※精神障害対応	TEL：048-795-4720 FAX：048-795-4721	南区 社協ひまわり ※全障害対応	TEL：048-710-8105 FAX：048-864-0570
	見沼区 来人 ※知的障害・身体障害対応	TEL：048-682-0677 FAX：048-682-0670	緑区 むつみ ※全障害対応	TEL：048-607-1467 FAX：048-607-1467
	見沼区 やどかり ※精神障害対応	TEL：048-682-1101 FAX：048-687-0517	岩槻区 ささぼし ※全障害対応	TEL：048-793-4701 FAX：048-793-4702
	中央区 来夢 ※全障害対応	TEL：048-859-7231 FAX：048-852-3276		

## 生活保護制度



概要	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その方の状態に応じた自立を目指し支援を実施します。			
連絡先等	西区	TEL：048-620-2654 FAX：048-620-2762	桜区	TEL：048-856-6164 FAX：048-856-6272
	北区	TEL：048-669-6054 FAX：048-669-6167	浦和区	TEL：048-829-6124 FAX：048-829-6238
	大宮区	TEL：048-646-3054 FAX：048-646-3165	南区	TEL：048-844-7164 FAX：048-844-7277
	見沼区	TEL：048-681-6054 FAX：048-681-6162	緑区	TEL：048-712-1164 FAX：048-712-1270
	中央区	TEL：048-840-6054 FAX：048-840-6165	岩槻区	TEL：048-790-0156 FAX：048-790-0265

## 福祉まるごと相談窓口



概要	さまざまな生活上の困りごとや不安を抱えている方の相談をお伺いし、どのような支援が必要か一緒に考え、生活困窮者自立支援制度に基づく事業を中心とした具体的な支援プランを作成します。また、相談内容に応じて、適切な関係機関をご案内するなど、他の関係機関とも連携して包括的な支援を行います。			
連絡先等	西区	TEL：048-620-2656 FAX：048-620-2762	桜区	TEL：048-856-6261 FAX：048-856-6272
	北区	TEL：048-669-6056 FAX：048-669-6167	浦和区	TEL：048-829-6196 FAX：048-829-6238
	大宮区	TEL：048-646-3065 FAX：048-646-3165	南区	TEL：048-844-7161 FAX：048-844-7277
	見沼区	TEL：048-681-6058 FAX：048-681-6162	緑区	TEL：048-712-1162 FAX：048-712-1270
	中央区	TEL：048-840-6052 FAX：048-840-6165	岩槻区	TEL：048-790-0191 FAX：048-790-0265

## 埼玉県地域生活定着支援センター

高 障 県

概要	高齢又は障害がある者で、矯正施設（刑務所や少年院等）からの出所者、または起訴猶予者や執行猶予者など福祉的な支援を必要とする者に対し、福祉サービス等の利用に関する助言、その他必要な支援等を実施します。
連絡先等	TEL：049-246-5321 FAX：049-293-4571

## ② 薬物依存に関する相談

### さいたま市こころの健康センター／さいたま市 保健所 精神保健課

薬 市

概要	薬物依存者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービス等の利用に関する情報提供を行います。
連絡先等	こころの健康センター TEL：048-762-8548 FAX：048-711-8907 精神保健課 TEL：048-840-2223/048-840-2234 FAX：048-840-2230

### 埼玉ダルク（DARC）

薬 民

概要	ダルク（ドラッグ/アディクション/リハビリテーション/センター）は薬物をやめたい人を対象に、デイ・ケア（通所）・ダルク・ホーム（入寮型）・相談事業を実施しています。また、病院や専門家の先生方と連携しながら、生活指導、金銭管理、就労援助、健康管理、個別面談を行っています。
連絡先等	TEL：048-823-3460 FAX：048-823-3461

## (3) 非行の防止に関する相談

### さいたま市24時間子どもSOS窓口

非 特 市

概要	悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施しています。
連絡先等	TEL：0120-0-78310

### さいたま法務少年支援センター非行防止相談室ひいらぎ（さいたま少年鑑別所）

非 特 国

概要	自宅からの金銭持ち出し、夜遊び、万引き、暴力行為（家庭内暴力、子どもへの虐待）等、非行や犯罪の防止に関する相談を受け付けています。年齢や法的地位にかかわらず、ご本人やご家族、支援者の方、どなたからの相談にも対応します。
連絡先等	TEL：048-862-2051（相談室直通）

## (4) 犯罪や非行をした人の特性に応じた支援に関する相談

### なんでも子ども相談窓口

特 市

概要	概ね15歳までのお子さんとそのご家族・関係者の方から、子どもや家庭に関するあらゆる相談について、お話を伺います。窓口だけでなく、電話での相談もできます。
連絡先等	TEL：048-762-7757 FAX：048-711-8904

### なんでも若者相談窓口

特 市

概要	主に中高生から30代までの方及びそのご家族・関係者の方を対象に、進路や就職、人間関係等の悩みや相談の対応を行います。窓口だけでなく、電話での相談もできます。
連絡先等	TEL：048-829-7064

### さいたま保護観察所・地域相談窓口

特 国

概要	現に保護観察所の指導を受けている方に限らず、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援等について、ご本人やご家族、支援者の方からの相談に応じています。
連絡先等	TEL：048-861-8287

## 児童相談所

特

市

概要	児童に関する様々な問題について相談に応じ、また警察や学校等の関係機関との十分な連携のもとに、児童が抱える問題あるいは真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭に効果的な支援を実施します。
連絡先等	TEL：【北部】048-711-3917 【南部】048-711-2489 FAX：【北部・南部】048-711-8904

## さいたま市 DV 相談センター

特

市

概要	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供するとともに、一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じて適切な支援を行うため、関係機関等の連絡調整を行う等、身近な相談窓口として継続的な支援を実施します。
連絡先等	TEL：048-762-3880 E-mail：jinken-seisaku-danjo-kyodo@city.saitama.lg.jp ※電話が困難な方は電子メールをご利用ください

## 発達障害者支援センター

障

特

市

概要	発達障害のあるご本人やそのご家族、支援者を対象に、発達障害がある方が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、相談支援、社会参加支援等を行います。
連絡先等	TEL：048-859-7422 FAX：048-852-3272

## 埼玉弁護士会

高

障

特

民

概要	ご相談者の特性や相談内容に応じた各種相談窓口を設けています。 ①高齢者・障害者を対象とした電話相談 (毎週月～金、午前10時～12時・午後1時～午後4時。1回30分程度2回まで) ②子どもや保護者を対象とした電話相談「子ども弁護士ホットライン」(毎週火・木、午後3時～午後6時) ※①、②いずれも電話相談のみ無料。その後の面談相談等は有料となる場合があります。 ③その他の各種法律相談を法律相談センターで行っています。 ※原則として面談相談(予約制)。相談内容等により一部有償となります。
連絡先等	① TEL：048-865-5770 ② TEL：048-837-8668 ③ TEL：048-710-5666

## 私たちにできること

民

再犯防止の取組は、保護司・更生保護女性会・BBS会・協力雇用主等の民間協力者により支えられています。彼らの活動にご理解をいただき、活動に興味のある方は、さいたま保護観察所へお問い合わせください。

### ● 保護司

保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察を受けている人と面接して助言や指導を行ったり、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整等を行っています。

### ● 更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動等、多様な活動を展開しています。

### ● BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、非行等の様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」等の非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

### ● 協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労先の確保が必要です。協力雇用主は、犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。

さいたま保護観察所 TEL：048-861-8287 FAX：048-836-1373